

7木監査第16号  
令和7年7月30日

木島平村長 日墓 正博 様

木島平村代表監査委員 勝山 卓

令和6年度木島平村一般会計及び特別会計決算審査意見について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された、令和6年度木島平村一般会計及び特別会計歳入歳出決算について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

令和7年7月30日

木島平村長 日墓 正博 様

木島平村監査委員 勝山 卓  
木島平村監査委員 湯本 直木

## 令和6年度木島平村一般会計及び特別会計決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和6年度木島平村一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書(水道事業会計、下水道事業会計を除く)及び地方自治法施行令第166条の書類外関係帳票類、証拠書類等について、その内容を慎重に審査した結果次のとおり意見を付します。

### 第1 審査の概要

#### 1 審査の対象

令和6年度木島平村一般会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和6年度木島平村情報通信特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和6年度木島平村奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和6年度木島平村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和6年度木島平村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和6年度木島平村介護保険特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和6年度木島平村小水力発電特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和6年度木島平村観光施設特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和6年度木島平村各種基金の運用等

令和6年度木島平村各種補助金等の補助金交付事務関係書類

#### 2 審査の期間

令和7年7月24日から令和7年7月30日までのうち5日間

### 3 審査の手続

この審査にあたり、村長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施した。

また、「地方公共団体財政健全化法」による村財政の健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)の4指標に注目した。

## 第2 審査の結果

審査に付された一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており決算計数は、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りがないものと認められる。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しているので適正のものと認められる。

事業実績及び主要施策の成果の報告については、それぞれ適正であると認められる。

## 第3 総括

- (1) 本年度の村税の不納欠損額は現年度分と過年度分合せて 11,793 千円となっている。その要因を再度検証し、今後も公平性・平等性の観点と財源確保のため、引き続き回収に努力されたい。

なお、不納欠損処理は最終手段であり、不納欠損処理につながらないよう滞納が発生した際は、初期の段階で早期回収に努められたい。

- (2) 各所管で実施している補助事業について、補助金交付要綱等を定めずに補助金交付事務が行われていた事例が認められた。規定が定められていないものは整備し、適正に事務処理をされたい。

- (3) 木島平ジャンプ競技場については、トレーニングや大会の開催等の利用がほとんど

なく、選手育成の施設としての目的が達成できていない状況の中、施設の老朽化も進み、さらに維持管理費が多額になることが懸念される。今後の施設のあり方について早急に検討されたい。

(4) 村有財産賃貸借契約や村の受託事業契約で契約期間が既に終了しており、契約の更新手続きがされていないものが認められた。他にも同様の案件がないか改めて確認し、適正に事務処理をされたい。

(5) 事務処理の適正化対策については、内部けん制機能を活かすことが重要である。各業務の事務処理が適正に行われているか複数職員によるチェックを確実にを行い情報を共有するなど、内部けん制の強化により事務処理ミスの防止に努められたい。

(6) 熊による人身被害が村内で発生した。今後、このような事故が起きないよう万全の対策を講じられたい。

#### 第4 財政の構造

村債については令和6年度の発行額が204,109千円、元利償還金残高は定期償還に加え繰上償還等を実施し前年度末の89.3%となる2,739,981千円となった。基金については、441,073千円の取り崩しを行ったが基金積立も実施し、基金残高は前年度末より40,893千円増の101.4%で2,950,836千円となり、基金残高が村債残高より上回った。

実質公債費比率が11.0%で前年度対比2.2ポイント改善された。実質公債費比率は令和3年度をピークに減少に転じ、今後も緩やかに下降していくものと予想されている。しかしながら財政状態は、依然として厳しい状況が見込まれることから、今後も総合的な判断のもと、実質公債費比率が18%を超えることがないように計画的に対応されたい。

また、地方公共団体財政健全化法によるその他3指標についても、引き続き数値に注視し、健全な財政状態の維持を図られたい。